

令和 8 年度高岡市インターンシップ推進事業 業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 趣旨

高岡市内の中小企業と学生とのマッチングを図るため、インターンシップ推進事業を実施する。インターンシップ推進事業は、学生が市内の様々な企業を知る機会を創出し、就職の選択肢につなげるとともに、学生に選ばれる企業を育成することを目標とする。

あわせて、進学・就職期における若者の人材流出による転出超過の課題を踏まえ、市内企業で働く若手社員と学生との交流会を開催し、学生が地方での働き方等についての理解を深め、市内企業への就職の検討に向けた意識醸成を図る。

これらの事業実施にあたり、企画提案（プロポーザル）により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

インターンシップ推進事業業務委託（以下「本事業」という。）

(2) 業 務 内 容

インターンシップ推進事業業務について、業務委託を行うもの

別紙「令和 8 年度高岡市インターンシップ推進事業業務委託仕様書」参照

(3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 提案限度額

7, 3 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額・否決があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合があり得るものとする。

3 プロポーザルの参加資格

- (1) 高岡市入札参加資格者名簿に登録された者であること。（参加表明書提出時点に競争入札参加資格者名簿登録者でない者は、参加表明書提出前に入札参加資格審査申請を行い、受理されること。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 高岡市指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (5) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入及びこれらに係る保険料の滞納が

無いこと。

- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルの主な日程は、次のとおりとする。

ただし、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内容	期間等
募集要領等の公表	令和 8 年 1 月 19 日（月）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時
質問書の受付期限	令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時
質問書の回答	令和 8 年 2 月 2 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 5 時
審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和 8 年 2 月 19 日（木）（予定）
選定結果の通知	審査後、速やかに
契約締結日	令和 8 年 4 月 1 日

5 募集要領等の配布

高岡市ホームページに掲載（下記ページでダウンロード可能。）

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/>

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加希望の者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式 1）
 企業概要（様式 2）
- (2) 提出方法 電子メールにて商業雇用課へ提出
- (3) 提出先 shogyo@city.takaoka.lg.jp（高岡市商業雇用課メールアドレス）
- (4) 提出期限 令和 8 年 1 月 29 日（木）午後 5 時まで

7 企画提案に関する質問受付及び回答

本企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類 質問書（様式 3）
- (2) 提出方法 上記 6 と同じ
- (3) 提出先 上記 6 と同じ
- (4) 提出期限 上記 6 と同じ
- (5) 回答方法 質問と回答は高岡市ホームページ上で、令和 8 年 2 月 2 日（月）までに回答

8 企画提案書の提出

次のとおり企画提案に関する書類を提出すること。

(1) 提出書類 ・企画提案書

- ①目次 (任意様式)
- ②提案事項 (任意様式)
- ③同種・類似業務の実績調書 (様式4)
- ④業務実施体制 (様式5)
- ⑤スケジュール (任意様式)
- ⑥見積書 (任意様式)

※詳細については「提案書作成要領」を参照のこと。

(2) 提出部数 企画提案書について紙媒体にて各9部（正本1部、副本8部）

※各書類は審査員に配布するため、副本8部については、業者名及び類推可能となる内容の記載は行わないこと。

(3) 提出方法 持参または簡易書留による郵送

(4) 提出期限 令和8年2月10日（火）午後5時まで

※郵送の場合も同日必着する。また、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先 〒933-0029 高岡市御旅屋町 101 番地（御旅屋セリオ5F）

高岡市産業振興部商業雇用課 宛

9 審査及び選定

(1) 審査実施 令和8年2月19日（木）予定（時間及び会場については別途通知）

本企画提案における審査として、提出された企画提案書等をもとに選考委員会によるヒアリング（プレゼンテーション、質疑応答）を以下のとおり実施する。ヒアリングを実施する時間及び会場は、企画提案書を提出した事業者別に別途通知する。

- ・各企画提案につき40分以内（プレゼンテーション25分以内、質疑応答15分程度）とする。
- ・プレゼンテーションの内容は、企画提案書の内容に基づくものとし、資料の追加配付は認めない。
- ・プレゼンテーションでは、企画提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点を中心に説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者が用意すること。（プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、接続用ケーブルは持参すること。）
- ・説明員の人数は、3人までとする。
- ・なお、応募多数の場合、選考委員会において一次（書類）審査を行い、ヒアリング対象事業者を絞り込む場合がある。

(2) 審査方法・選定

本企画提案では、選考委員会において提案者が提出した企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容について別表を参考に総合的に審査し、点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。受託候補者とするのは、選考委員会の各委員による評価の合計点

の平均が 60 点以上の提案者に限る。

提案者が 1 社の場合については、選考委員会の各委員による評価の合計点の平均が 60 点未満の場合は、選定の対象外とする。

別表

評価項目	配点	考え方・着眼点
企画の妥当性	50	事業目的を理解した内容、構成などが具体的に提案されているか 学生が参加しやすく、参加意欲の沸く内容となっているか 参加企業及び学生へのフォロー、イベント終了後のフォローアップ方策や独自提案はあるか
プロモーション方法	20	広報周知に係る媒体・方法・参加者の増加を図る方法 県内外に対する情報発信の効果的な方法
企画の実現性	20	実施体制（執行体制、人員配置の妥当性）、スケジュール、これまでの実績
プレゼンテーション	5	内容はわかりやすく説得力があるか 質疑に対する回答が的確か
経費の妥当性	5	企画提案内容に対する見積価格が妥当か

(3) 事業者への結果通知

審査結果は、後日書面で採否のみ通知する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、次の内容を高岡市ホームページにおいて公表する。

- ・ 提案者総数
- ・ 契約候補者の名称、所在地、総得点
- ・ 契約候補者以外の提案者の各総得点（社名等は、非公開とする。）

10 参加者の失格

提案者が以下のいずれかに該当した場合は、提案を行うことができなくなり、既に提出された企画提案は無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合
- (4) 前号各号に定めるもののほか提案にあたり著しく審議に反する行為があった場合

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで提案内容の細部について調整を行い、委託条件を協議のうえ契約を締結する。
- (2) 参加申込後、プロポーザルを辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。

- (3) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。

12 問合せ先

高岡市産業振興部商業雇用課 担当：若島、中山

〒933-0029 富山県高岡市御旅屋町 101（御旅屋セリオ 5 階）

TEL：0766-20-1297 FAX：0766-20-1496

E-mail:shogyo@city.takaoka.lg.jp